

議 事 録

令和5年6月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会



令和5年第6回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年6月5日（月） 13時17分から13時46分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第38号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用券設定・移転（中間管理機構）
議案第41号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第9号 農地法第3条第3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長（一法師進君）

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第6回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、11番 廣松委員、12番 田中委員を指名いたします。

-----○-----

4 議事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第37号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議事に入ります前に、前回総会において、議案第32号農地法第4条申請提案番号6番で転用の許可をしました、山鹿市志々岐517番地の隣接地について報告いたします。

隣接地の地目は農地であるが耕作以外の用途で利用されているようだとの指摘をいただいております。

その後、申請者に確認したところ以前から資材置き場として利用しており、許可申請等を行っていないことがわかりました。その場で違反転用状態であることを伝え、改めて転用許可申請を行うよう指導を行いました。

事前の調査が不十分で申し訳ありませんでした。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号89番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は1ページ記載のとおりです。議案書2ページをお願いします。

提案番号90番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は2ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号91番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は3ページ記載のとおりです。議案書5ページをお願いします。

提案番号92番申請地及び申請人は記載の通りです。

譲り受け理由は、贈与によるものです。

本申請は特別の事情があるため、詳細を説明いたします。別紙2現地写真土地利用計画図の2ページをご覧ください。

申請地は隣接する宅地にある空き家に附属しており、宅地と一体的にブロック塀で囲まれた状態です。

空き家はもともと本申請の譲渡人である堤氏の所有だったものを姪である譲受人の溜瀝氏に贈与され、現在は溜瀝氏の所有です。

また、空き家は山鹿市空き家バンクに登録されていますが、農地を敷地の一部として空き家バンクに登録するには宅地の名義人と農地の名義人が同一であることが求められているため、本申請がなされたものです。

農地の管理については、宅地の贈与がある以前から熊本県内に居住する譲受人の母親が主に行っており、譲受人本人も定期的に山鹿市に来て一緒に作業を行っています。

家庭菜園程度の規模の農地である場合、農作業従事日数は150日未満でも問題ないとの考えが農水省から示されているので許可とする余地があると判断しております。

また、譲受人の母が高齢であり、譲受人も遠隔地にいるため、長い期間の管理は難しいことから、本件の許可によって空き家バンクの記載内容を更新することで、現地に在住して農地を利用される方への引継ぎを促し、農地の適正な管理につながることも考えております。

調査書は4ページ記載の通りです。議案書6ページをお願いします。

提案番号93番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は5ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号94番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、新規取得によるものです。

調査書は6ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号95番申請地及び申請人は記載のとおりです。申請地は、譲渡人譲受人の持ち分所有であり、譲受け理由は、譲渡人の持ち分の贈与です。

調査書は7ページ記載の通りです。議案書9ページをお願いします。

提案番号96番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受け理由は、新規取得によるものです。

調査書は8ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号97番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は9ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号 98 申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 10 ページ記載のとおりです。

以上 10 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 89 番から 91 番までについて「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 89 番から 91 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 92 番から 95 番までについて「南部地区担当委員」

3 番（森喜代輝君）

提案番号 92 番から 95 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 96 番から 98 番までについて「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 96 番から 98 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 37 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 37 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案 38 号 農地転用事業計画変更承認申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 12 ページをお願いします。

議案 38 号 農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号 1 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は法人で、令和 3 年 4 月に申請地の一部に賃貸借権を設定し、を農業用倉庫等に転用する許可を、同年 6 月に事業を申請地全体に拡大する計画変更の承認を受け建設工事を完了させています。

今回の申請では、土地所有者の事情により賃貸借権の設定であったものを所有権の移転に変更するものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

なお、事業実施計画に変更はなく、権利関係のみの変更であるため調査書は省略しております。総合的にみて承認相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 38 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 13 ページをお願いします。

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 25 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田 1,385 m²及び隣接する山林 1,442 m²を取得し、山砂採取場拡張して山砂・資材置場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 14 ページをお願いします。

提案番号 26 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田 2 筆計 1,768 m²に賃貸借権を設定し、駐車場及び中古車展示場として敷地を拡張する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 25 番から 26 番までについて「東部地区担当委員」

8 番（米岡一利君）

提案番号 25 番から 26 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 39 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 39 号は、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書 15 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定が 3 件、でその面積は、6,212 m²でございます。

提案番号 156 番から 157 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、156 番から 157 番は大豆・麦を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 16 ページのとおりです。

また、本日提案しております提案番号 156 番から 157 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 40 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 40 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書 16 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定が 7 件、再設定が 10 件でその面積は、32,761 m²でございます。

案番号 132 番から 18 ページ 141 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、132 番と 133 番は水稻、134 番から 136 番は水稻・タバコ、137 番か

ら140番はWCS(飼料)、141番は水稻を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書17ページから20ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号132番から141番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長(坂本照子君)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長(坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第41号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第41号は、原案のとおり決定いたしました。



5 報告

○議長(坂本照子君)

次に、報告事項に入ります。

報告第9号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局(廣田浩之君)

議案書の19ページをお開き下さい。

報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年4月に届出がありました件数は19件、筆数の合計は144筆、面積の合計は109,376㎡でございます。詳細につきましては、20ページから21ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長(坂本照子君)

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第9号は終わります。
以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもちまして「令和5年第4回総会」を閉会いたします。

6 閉会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

11番 農業委員

廣松久喜

12番 農業委員

田中春雄

